

第71回兵庫県国土利用計画審議会

令和 7 年 9 月 9 日 (火)

県庁 3 号館

第71回兵庫県国土利用計画審議会

令和7年9月9日（火）
県庁3号館6階第1委員会室
開会 午後02時00分

○会長

そうしましたら、早速審議に入っていきたいと思います。

まず、議事1としまして、前回の審議会で設置いたしました特別委員会での調査審議の結果を、その委員長も務めさせていただきました私の方から簡単に御報告させていただいた後に、議事2としまして、事務局から計画原案の御説明をいただき、併せて、御意見をいただきたいと考えております。

それでは、特別委員会検討状況の内容について、御報告をさせていただきたいと思います。兵庫県国土利用計画（第六次）・土地利用基本計画の改定につきまして、令和6年12月の本審議会において、諮問を受け、特別委員会を設置して、令和7年1月から7月にかけて、合計3回の審議を重ねて参りました。第1回の特別委員会では、国土利用を巡る基本条件、取り組むべき課題など現在の県土の課題について、また、この基本計画の大きな部分の項目立てなどについて議論を行いました。また、第2回の特別委員会では、事務局作成の骨子案を基に、基本方針に盛り込むべき事項の精査を行いました。第3回の特別委員会では、第2回の委員会を受けて作成した素案を基に、例えば、人口縮小・高齢化が進む中での土地利用・管理の内容、また、生態系保全と農業、林業の関係性、また、太陽光発電施設等と周辺環境との調和、あるいは、DXなど新たな技術を活用した土地利用・管理等について審議を進めて参りました。特別委員会の皆様には、大変熱心に全体を通して、また、多面的な御意見をいただき、本日の原案としております。これらを基に、一定の方向性を示すことができたのではないかというふうに考えております。後程、

原案の説明は事務局から行いますけれども、大まかな内容としましては、特別委員会からの報告ということで、以上とさせていただきます。

そうしましたら続いて、事務局の方から御説明お願ひいたします。

○事務局

まず、参考資料1を御覧ください。国土利用計画法の中で、国土利用計画の位置付けと今回の改定について、少し御説明させていただきます。この参考資料1は、前回の審議会でお示しした図を改変したものになります。まず、左側の図を御覧ください。国土利用計画の全国計画（義務）を基本として、都道府県の国土利用計画を策定することとなっております。都道府県の国土利用計画を基本として、土地利用基本計画を策定することになっております。土地利用基本計画に即して、土地利用に関する個別規制法、例えば、都市計画などですが、それによる措置がなされることになっておりますので、この国土利用計画、土地利用基本計画が土地利用に関する最も基本的な計画ということになります。下の図を御覧ください。ただし、国土利用計画と土地利用基本計画の赤い点線囲みの部分がそうなのですが、両計画に重複部分も多くあることから、今回の改定では、両計画を一体として改定することといたしました。それで、右側に移りまして、その内容につきまして、一体として、（仮称）兵庫県国土利用計画として策定いたします。ただその中で、ここからここまでが国土利用計画の部分、ここからここまでが土地利用基本計画の部分と明確に分けられるようにしようと考えております。先ほど申しましたが、一体となったものの名称につきましては、事務局で検討いたしまして、（仮称）兵庫県国土利用計画としております。これはもちろん仮称ですので、今後、パブリックコメント等を経る中で変わる可能性もあります。

それでは、ここから改定内容の説明に入ります。お配りさせていただいている資料の中で、資料2が計画本文の原案となります。御覧のとおりページ数が多いため、こちらで説明させていただきますと非常に時間がかかりますことから、別途御確認いただき、本日の説明には、資料3

の概要版を使用させていただきたいと思います。

資料3を御覧ください。資料3が今回の（仮称）兵庫県県土利用計画の概要ということになります。まず、説明に先立ちまして、改定に当たりまして、本計画では、できるだけ土地利用と関係のある項目に絞った記載としております。こちらが全体を通した作成に当たっての共通の考え方として、御留意ください。この考え方を基に今回作っていっております。5枚つづりの概要版ですが、1枚目から3枚目までが国土利用計画の部分、4枚目及び5枚目が土地利用基本計画の部分となっております。順に説明させていただきます。

まず、1枚目の上部、「1 県土利用に関する基本構想」の中の「県土利用をめぐる基本的条件及び課題」です。いわゆる、背景と課題に当たる部分になります。一番上が「県土利用をめぐる基本的条件及び課題」のところで、4つの箱がある部分になります。上に3つ並んだ箱のうち、1つ目が「人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応」です。例えば、市街地での所有者不明土地、空き家の増加、農山村での農業の担い手不足による荒廃農地の増加などの課題を表しております。真ん中の箱、2つ目ですが、「大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応」です。南海トラフ地震など地震災害と地球温暖化に伴う気候変動による風水害、土砂災害への懸念などが挙げられます。3つ目が、「自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応」です。地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴う良好な自然環境の喪失・劣化、生物多様性の損失などが挙げられます。これら横並びの3つの箱、3つの課題に係る共通の課題として、下の箱で2つ、「デジタルの徹底活用」と「官民連携」による地域課題の解決を図ることを挙げております。その下に移ります。これらの背景と課題を受けて、県土利用の基本方針を定めていくことになりますが、その基本理念として、ピンク色の箱で3点挙げております。「①地域の自立的発展を促進」、「②安全かつ健康で文化的な生活環境の確保」、「③県土全域の均衡ある発展」を挙げております。こちらの内容は、国土利用

計画法第2条の基本理念から引いてきたものとなります、同法に基づく本計画も理念を共有するということで書かせていただいているものになります。その下から、基本方針そのものになって参ります。上の基本的条件及び課題に対応したものとなっております。例えば、「人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応」に対応するものとして、「地域全体の利益の実現」の項目といったところです。では、個別の項目について説明させていただきます。この概要版に記載されております方針の各項目は、本文に記載されているいろいろな方針の中で、代表的なものを記載させていただいております。それでは中身の説明に入らせていただきます。「兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理」の中、「地域全体の利益の実現」と言うところになります。こちら、3つ横並びの箱の一番左側です。まず、「持続可能な県土構造（地域連携型都市構造）の実現」です。従前から提唱していた考え方になりますが、大都市、地方都市、中山間地域が産業、医療、福祉、商業等の諸機能を互いに補い、連携して、持続可能な県土を作っていくという考え方になります。その下、「地域の特性に応じたきめ細かな土地利用の推進」です。県内各地域の地場産業、優れた景観文化などの地域特性に応じた土地利用を推進していくこうというものになります。その下、「所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等の有効活用」です。のことでも、地域活力の向上と土地利用の効率化を図ります。その下、人口減少下にもかかわらず、農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることから、「農地や森林等からの土地利用の転換抑制」を書かせていただいております。それでは次に、真ん中の箱になります。「土地本来の災害リスクの軽減」になります。インフラの耐震化、防潮堤の整備や河川改修といったハード対策と、避難対策を中心とするソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を1つ目に挙げております。その下、開発許可の厳格化や盛土規制法による危険な盛土の規制拡大など、「災害の発生リスクの高い区域等における住宅等の建築抑制や構造規制」、さらにその下も含めまして「より安

全な地域への居住機能の誘導の取組」を行うこととしております。一番下、グリーンインフラや森林整備等により生態系を保全し、防災機能の維持・向上、それをさせるEco-DRRと呼ばれる概念がありますが、そういう取組を推進します。一番右の箱です。「健全な生態系の確保」です。1つ目は、「ネイチャーポジティブの考えに根ざした県土利用・管理」です。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるというネイチャーポジティブの考え方方に根ざして、県土利用・管理を進めます。その下は、「農業等産業の振興を図りつつ、自然環境や生態系を保全・再生・活用する土地利用の推進」です。有機農業を含む環境創造型農業の普及拡大や、野生鳥獣との棲み分けを図っていくことにしております。その下が「大規模な太陽光発電施設などの周辺環境との調和、特に災害の発生するおそれが高い区域での立地抑制」です。県で持っている太陽光発電条例や森林法の林地開発許可、盛土規制法などの適正な運用により、周辺環境との調和を求めていきます。これが今、3つの箱ですが、3つの方針の実現に向け、下の2つの考え方方に基づく県土利用・管理を行います。その2つの箱、左側は、「複合的な施策と県土利用・管理DXの推進」です。自動運転やドローン、スマート農業などDXを活用することで、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していきます。右側は、「多様な主体の参画と協働による県土利用・管理」です。県土利用については、所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念される中、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、更なる地域主体の取組を促進していくこととしております。ここまでが、全体の基本方針となっております。

ページをめくっていただきますと、各種の類型別、区分別の方針を立てております。2ページ目になります。3つ掲げてますが、一番左の欄、「地域類型別の県土利用の基本方針」の項目から入ります。複数の用途が混在する土地利用を都市機能や自然環境の観点から類型化して、その方針を検討しています。代表的な地域類型として、都市、多自然地域の集落及び自然維持地

域としています。まず、都市の項目です。都市はさらに、大都市、準大都市、都市縁辺部、地方都市に分けて検討しています。まず都市全体の話として、既に都市機能が集積している地区内において、「都市機能の更新・充実、低未利用土地や空き家等の有効活用等、土地利用の効率化」を図り、農地や森林等からの転換は原則として抑制します。その下は、大都市という項目になります。都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用、高度利用を進めることや、ヒートアイランド現象等の改善のため、都市緑地の保全・創出を図ることとして記載しております。その下は、準大都市という言葉を使っております。大都市が神戸や姫路などの大都市ということですが、準大都市は、例えば、西宮や加古川などをイメージしていただければと思います。大都市と連携し、高度な都市機能の維持・充実を図り、公共交通機関を含む交通ネットワークの強化や交通手段の利便性を確保することとしております。その下は都市縁辺部です。大都市、準大都市それぞれにある縁辺部ということで、ニュータウンなどを考えます。第一義的にオールドニュータウンの再生に取り組んでいきます。都市の一番下の項目は地方都市です。例えば、豊岡や洲本などをイメージしていただければと思います。緑豊かな自然や歴史的な町並みなど、地域の特性や資源を生かしながら、人と自然が調和した都市景観の形成を図るとともに、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図っていきます。地方都市の次の項目が多自然地域の集落です。いわゆる農山漁村を考えていただければと思います。多自然地域の集落は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など、都市にとっても重要かつ様々な機能を保持するため、これら多様な地域資源を適切に維持管理するとともに、新たな付加価値の創出等に資する土地利用を進め、活力ある地域社会を構築します。また、その下ですが、野生動物の生息地の保全とともに、農林業被害の防止のため、人と野生の棲み分けを図るための緩衝体、いわゆるバッファゾーンの設置などを推進します。多自然地域の集落の下が自然維持地域です。人の手の入っていない森林などをイメージしています。野生生物

の生息・生育空間を適切に配置し、生育空間の連続性を確保します。また、自然公園、自然環境保全地域等の指定の他、生物多様性の保全に資する地域の登録などを駆使して、広域的な生態系のネットワーク化を促進します。以上が地域類型別の県土利用の基本方針です。

次に利用区分別の県土利用の基本方針になります。ここに書いてありますように、農地や森林といったものになります。まず、農地ですが、農地法や農振法などを適正に運用して、優良農地を確保していきます。また、集落全体での共同活動など、里地として不断の良好な管理を通じて、県土保全や自然環境保全等の農地の有する多面的機能の維持・発揮を図っていきます。農地の下が森林になります。森林は、木材等の生産の場としての役割のほか、温室効果ガス吸収源対策など重要な役割を果たしております。そのことから、国内外の木材需給動向等も踏まえながら、引き続き整備・保全を進めます。また、災害対策の面からも、山地防災、土砂災害対策を更に推進します。森林の下が水面・河川・水路という項目になります。安全性向上のための河川整備、予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新など、既存用地の持続的な利用を図ります。その下は道路です。高規格道路などで構成する「基幹道路八連携軸」をはじめとする暮らしと交通を支える道路網の整備を進めていきます。その下は宅地です。住宅地では、生活関連施設の整備を計画的に進め、良好な居住環境を形成します。また、土地の高度利用、低未利用土地の活用、空き家の活用などを推進し、農地や森林等からの転換を抑制しつつも、必要な用地は確保します。住宅地の下は工業用地です。工業用地では、工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況などを踏まえ、計画的な土地利用による産業集積を図ります。一番下、その他という項目になっておりますが、その他は公園・緑地、レクリエーション用地や低未利用土地などです。特に、低未利用土地については、工場跡地の利活用の推進や荒廃農地の発生防止などにより、その発生を抑制します。

2ページ目一番右側ですが、地域別になります。神戸・阪神地域は、「阪神・淡路大震災か

ら得た経験と教訓を踏まえたインフラ整備と安全・安心で快適な都市環境の創造」を書かせていただいております。播磨東部は、臨海部では工業地帯が経済発展を牽引して、内陸部は県内有数の水田地帯であるとともに、伝統的な地場産業が盛んという特性を生かした地域づくり、土地利用を進めています。播磨西部は、姫路市など、主に臨海部の市街地における先端技術産業用地、住宅地、商業業務用地等の都市的な土地利用の推進と、主に内陸部における農地の良好な管理、森林の適切な整備・保全による地域づくりを目指していきます。但馬地域は、広域交通体系の整備など、人口減少に歯止めをかけるために必要な施策を推進します。また、世界ジオパークに認定された山陰海岸やラムサール条約湿地に登録された円山川下流域周辺水田など、特色ある自然的土地利用の保全を図ります。丹波地域は、緑豊かな自然や伝統文化を守り生かしながら、人と自然と文化が調和した地域づくりを目指すこととしております「丹波の森構想」を推進し、ゆとりと潤いある生活空間の形成を図るとともに、都市との交流による効果を地域の活性化につなげていきます。淡路地域は、例えば国生み伝承に彩られた歴史や、多様な地域資源に恵まれた観光交流の島といった地域特性を生かし、自然環境と調和した住みよい生活空間と多彩な交流空間の形成を推進していきます。ここまでが各類型、区分別の方針になります。

3ページ目になります。その上部、「2 県土の利用区分ごとの規模の目標」とあります。こちらは国土利用計画の中での数字的な目標を表したもので、今説明しました利用区別の区分ごとに目標を掲げております。なお、目標に当たりましては、基準年次が令和5年、目標年次が令和15年になっております。この概要版では、スペースの関係から表を左右の2つに分けて記載しております。県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区別の現況と変化についての調査に基づき、利用区別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めることとしております。こちらの数字を見ていただきまして、農地と森林は、令和5年と令和15年の数字を比べていただいたら減少となっておりますが、荒

廃農地対策や森林保全の対策を進め、何とか減少幅を食い止めるという努力をしていこうという
ものになります。右の表では、宅地、その中でも住宅地については増加としております。例えば、
空き家の利活用などを進めるものの、空き家の総量に対して、利活用に供される量はいまだに限
定的であることや、空き家が生じる場所と住宅需要がある場所が必ずしも一致しないことから、
地域活力の維持・向上のために必要な住宅については、新たに確保するという前提としておりま
す。住宅地の下のその他も増加しております。その他は、県土面積から農地、森林や宅地等の利
用区分の面積を差し引いた面積で、先ほど利用区分別のところでも説明させていただいたとおり、
公園・緑地、荒廃農地や低未利用土地等で構成されております。農地、森林、宅地などそれぞれ
の利用区分ごとの施策をしっかりと推進していくことによって、これらの発生を抑制するようには
努めていきたいと考えております。

続きまして、3になります。「2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」と書いて
おります。この目標を達成するために必要な措置ということになります。1で掲げました基本方
針よりも具体的な施策に近いものを書いております。いくつか項目がございますが、上からまず
は、「土地利用関連法制等の適切な運用」です。国土利用計画法だけではなく、都市計画法や森
林法など土地利用関係法の適切な運用、都市計画区域マスタープランなど土地利用に関する計画
によって、土地利用の計画的な調整を通じて、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を
図っていきます。その下が「県土利用の基本方向に即した措置」とあります。これは、1ページ
目で御説明させていただいた県土利用の基本方針、全体的な方針に即したものになっております。
まず、「兵庫の強みを活かした県土利用・管理」のところですが、一番上、地域連携型の持続可
能な県土構造の実現に向け、地域の状況に応じ、行政、医療、介護、福祉、商業等の都市機能や
生活拠点としての機能を地域全体で分担・連携するための立地誘導等を推進します。その下です。
災害リスクの高い地域においては、地域の状況等を踏まえつつ、関連法令に基づいた土地利用制

限を行う規制区域の指定を促進するとともに、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地の促進を図ります。その下は自然の話です。例えば、高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制などの厳正な保全、整備された里山林などの二次的自然については、適切な農林水産業や民間N P O等による保全活動の促進など、また、生物多様性の損失や森林の消失などが生じているような地域については、自然環境の保全や再生による質的向上や量的確保など、段階に応じた自然の適切な保全・利用・管理の推進及び広域的な生態系ネットワークの形成を図ります。その下、「複合的な施策と県土利用・管理D Xの推進」になります。例えば、地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術を一層活用して、県土の状況把握・見える化やまちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発・実装を推進することによって、県土利用・管理の効率化・高度化を進めます。その下ですが、「多様な主体の参画と協働による県土利用・管理」ということになります。民間企業等の多様な主体の参加、国・県・市町の連携や官民連携による取組を促進し、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保により、適正な地域の管理を促進します。その下が「施策実施の前提となる措置」と題打った項目になります。「県土に関する調査の推進」、「計画の効果的な推進」とあります。都市計画基礎調査など県土に関する基礎的な調査の推進、県内の市町における地籍調査の計画的な実施の促進をします。計画の推進に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用を取り巻く状況や県土利用の現況等の変化などを通じて、計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。以上、3ページ目まで説明させていただきました。ここまでが国土利用計画の部分になります。

次にページをめくっていただき、4ページ目になりますが、ここからが土地利用基本計画の部分になります。まず、一番上、「4 土地利用の基本方向」は、国土利用計画の「1 県土利用に関する基本構想」と同じになるので割愛しています。

その下、「5 土地利用の原則」になります。ここは、国土利用計画法に位置付けられた五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）に定めていく原則を記載している箇所になります。原則なので、基本的に計画改定ごとに大きく変化する部分ではありませんが、国土利用計画の変更を受け、それに応じている部分もあります。これも上の都市地域から順番にいきます。都市地域では、「一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域」が都市地域ということになります。その中の細区分ですが、市街化区域及び用途地域を定めた地域は、「地域地区制度等に基づく適正な土地利用」、「低未利用土地の活用、再開発等による土地の高度利用の促進」、「市街化区域内農地の計画的な保全と利用」を進めることとしております。市街化調整区域では、当然市街化を抑制しつつ、地域の実情を勘案し、地区計画制度等の活用や開発許可制度の弾力的な運用を行います。それ以外の都市計画区域では、土地利用の動向を踏まえ、自然的土地利用からの転換を抑制しつつ、農林業的土地利用との計画的な調整を図りながら、都市的土地利用を可能とします。農業地域は、「農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」です。その中の細区分での、農用地区域は、直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地なので、土地改良等の農業基盤の整備、保全管理を計画的に推進し、原則として他用途への転用は行いません。農用地区域を除く農業地域の農地は原則として、他用途への転用を行いません。ただし、都市計画など、農業以外の土地利用計画との調整がなされた場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重します。森林地域は、「森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」です。細区分の保安林の区域においては、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行いません。国有林の区域においては、地域別の森林計画に即して、適正かつ合理的な森林の利用を図っていきます。それ以外の森林の区域においても、林地の保全に特に留意すべき森林や水源として依存度の高い森林など、経済的又は公益的機能の高

い森林については、極力他用途への転用は行わないこととします。自然公園地域は、「優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域」です。自然公園法に基づく特別保護地区については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図ります。同法に基づく特別地域については、その風致の維持を図るべきものであるため、開発行為を極力行いません。なお、瀬戸内海国立公園（六甲地域）については、自然環境を極力損なわぬよう配慮しつつ、その利活用に積極的に取り組みます。自然保全地域は、「良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域」です。細区分の特別地区は、環境の保全と創造に関する条例第90条第1項による自然環境保全特別地区のことですが、その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図ります。その他の区域においても、原則として土地の利用目的を変更しません。

続きまして、5ページ目に移りますが、「6 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針」ということになります。今まで説明させていただきました五地域が重複する場合にどちらを優先するか、という方針になります。なお、本文の方では、文章で記載しておりますが、この概要版では表で表しております。こちらの総当たりのような表で、それぞれがぶつかるマスで、どちらを優先するか記載しております。例えば、左の欄で、森林地域の保安林がありますが、それと上の欄で、都市地域のその他が重なる場所を見ていただきますと、左向きの矢印が記載されております。森林地域の保安林と都市地域のその他が重なる場所は、保安林としての土地利用を優先することを示しております。このように、この表でどちらを優先するのかが分かるようになります。番号が打たれているところは、下の凡例を見ながら判断することになります。なお、この方針につきましては、前回第五次計画や国で定めている運用方針とも同じものになります。

その下の項目で、「7 五地域区分を定めた地形図」とあります。これはいわゆる計画図と呼

ばれるものです。五地域を色塗りした地図だと考えてください。これは国で整備している地図の情報システム、通称LUCKYと呼ばれるシステムがあり、こちらで一般公開しているものになり、県民の方も見られるようになっております。この計画図は、土地利用の動向に応じて随時変更、実態として概ね年に1回変更していくものになっております。毎年のこちらの審議会で諮らせていただいておりますので、よく御存知かと思います。資料3を通して説明させていただきました。

最後に、今後のスケジュールを説明させていただきます。資料4を御覧ください。昨年12月に本審議会にて諮問させていただきました。これまで、会長からも説明していただきましたように、3回の特別委員会にて検討を進めてきました。今後ですが、本日、原案協議をさせていただき、必要な修正を行った後、内部調整を経て、パブリックコメントを実施していきます。こちらの表には載せておりませんが、同時に国との事前協議を進めています。12月の本審議会で答申をいただいた後は、1月には国の正式な意見聴取、2月には県議会に付議させていただき、3月に公表したいと考えております。以上がスケジュールの内容となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。非常に多岐にわたる内容となっておりますので、まず、どちらからでも構いませんので、何か御不明点、御質問などがありましたら、先にお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○1番委員

資料3の3ページの第六次国土利用計画（兵庫県計画）の表の中で、令和5年の実績値と令和15年の目標値があるわけですけれども、農地が4,000ヘクタール減る中で、一方で、増えるのが宅地が約1,000ヘクタール、そして、その他が約4,000ヘクタール増えるという内容になっていますが、農地とその他のところの詳細な説明がもし分かれば、教えていただきたいと思います。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

農地ですが、現在お渡ししている概要版で、令和5年と令和15年の比較で書かせていただい
ておりますと、4,000ヘクタール減っております。農地が過去から見ましてもかなり減少傾向が
続いておりまして、こちらのトレンドも受け、また、この施策を実施して、なおどのぐらいのもの
になるかという推計を出したところで、4,000ヘクタールの減という数字が出てきたものにな
ります。その他の4,000ヘクタールの増ということですが、こちらは先ほど申しましたように、
県土面積からそれぞれの利用区分別の項目を差し引いたものということになりますと、具体的に
この4,000ヘクタールがどのような積み上げでなっているかにつきましては、完全に分析できて
いるわけではございません。ただ、それらの一例といたしまして、荒廃農地の増、あるいは、低
未利用土地、空き家や空き地の増というところが多くなると考えられております。こちらのその
他の項目が完全に分析できるものではないという趣旨のものであるということで、御理解いただ
ければと思います。

○会長

よろしいですか。

○1番委員

農地におきましては、ここを2年ぐらい、なかなか暑く、米の収量も減ってきてているという中
で、全国的な流れの中で、特に水稻をはじめ、もっともっと作ろうというような流れがあるかと
思います。その中で、おそらくこの実績値と目標値を定められた時には、まだそういう流れがは
つきりしてなかったのかと思いますので、もし変更があるようでしたら、しっかりとそれに対応
してやっていただきたいと思います。

また、資料3の2ページの真ん中の利用区分別の県土利用の基本方針の一番下のその他に「低未利用土地の発生を抑制」と書いてあるので、目標値のその他では、おそらく低未利用土地が4,000ヘクタール増えるという認識ですが、なるべく発生を抑制するという考え方を持っていただいて、なるべく抑えていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。昨今の水稻関係の計画等は、多分これからだろうかと思いますが、その辺りとの調整、何か動きが具体的に出てくる可能性があるのでしょうか。

○事務局

農林水産部の総合農政課の藤間と申します。我々農林水産部の方でも、今現在、農林水産ビジョン2035の策定作業を進めております。今、委員がおっしゃったように、水稻の高温対策なども加味して、施策を講じていくような方向性を打ち出しておりますが、やはり、農業の担い手の数が減ってきています。高齢化で減少してきているというトレンドは先ほどご説明いただいたとおりで、いろいろな施策を講じてもなお、農地面積が減っていくことは全国的な傾向として出ております。本県でもできるだけ抑制していきたいと思っておりますが、仮に水稻が増えるということも加味してもなお、農地面積が減っていくということで、農林水産ビジョンでも、優良農地減り幅をいかに抑えていくかというような目標を立てようと考えているところでございます。

○会長

ありがとうございます。ちょうど今、各地域ではそういった管理可能な農地と実際に放棄せざるを得ない農地を区分する、そういった地域計画を策定している最中かと思いますので、方針としてはそういった今後の取組があるとは思いますが、これまでの取組からすると、なかなか一足飛びに行かない現状があるということかと思います。実際には放棄農耕地があるけれども、そこを本当に、この土地利用計画上の土地利用の転換を図るというと、かなりタイムラグが今現在で

はある状況です。前回の委員会のときにもあったかと思いますが、そういう状況で、あくまでも、これまでの率でということで、新たな取組が入ってくるとしても相当時間がかかるので、おそらく次の計画というイメージで間違ってないですか。いかがでしょうか。

○事務局

会長に御説明いただいたとおりで、各種の政策努力をして、それでもそれが結果に反映されるのに一定の時間がかかるというのは確かにございます。ただ、先ほど総合農政課の方も申しましたとおり、農業の方といたしましては、優良農地を何とか守るというところで進めておりますので、御理解いただければと思います。

○会長

優良農地に関しては、変化がないということですよね。

○事務局

横ばいということです。

○会長

ありがとうございます。

○2番委員

関連してよろしいですか。この辺りの数値の扱いが非常に理解が難しく、特別委員会でも何度も質問させていただいて、計画の原案の文章の方には、18ページの中段、やや下の方に、「農地と森林は、担い手不足などにより荒廃農地等が増加傾向にあり、対策を講じなければ、今後も減少面積が増大する可能性があるが」という先ほど御説明いただいた内容を明記いただいたのですけれども、この概要版の扱いがどういう形なのかが分からぬのですが、一般的に、もし両方公開するとなると、やはり多くの方が概要版をパッと手に取られるか、見られるので、概要版にも、この数値がどういうふうな考え方で、特に先ほど1番委員から御質問のあった農地やその他

の辺りの変動についての設定の考え方を付記していただく必要があるかと思いました。以上です。

○会長

ありがとうございます。その辺りなかなか、非常に多岐にわたっているので、もし可能であれば、今の時勢に応じて、そういった皆さん気が気になさっているようなことが、どういう考え方でこれから取り組むのかということが、一般の方にも分かりやすいような形で概要版に書かれるといいのかと思いました。御検討お願ひいたします。それでは続いていかがでしょうか。

○3番委員

一通り原案を読ませていただきまして非常に精度が高い。兵庫五国、これは日本の縮図ということでこれをまとめるというのは、相当な作業だろうというふうに思ったのですが、資料2の16ページの基本方針の地域別に神戸・阪神地域があります。神戸のことを考えたときに、2つの2行目に、「福祉コミュニティの形成」と書かれています。この福祉コミュニティと言われるものが、神戸市においては「防災・福祉コミュニティ」と、「防コミ」と、阪神・淡路大震災を経験して、防災の初期対応、初動をいかにしていくかということで、自主防災組織として、「防災・福祉コミュニティ」という言い方がもう長年、30年来続いています。その前に、「震災から得た経験と教訓を十分に踏まえたインフラ整備をはじめ」というふうに、ハードの括りになるのですが、やはりソフト面の防災という観点も文言としては必要ではないかなと思いました。ですから、福祉コミュニティというよりも、防災・福祉コミュニティというような、防災のソフト面というのも少し入れた方がいいのではないかと思いました。第六次国土利用計画（全国計画）が令和5年7月に閣議決定されまして、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」ということで、「事前防災・事前復興の視点からの地域づくり」という観点がありますので、ここに「防災・福祉コミュニティ」、あるいは、「防災福祉コミュニティ」というような観点を入れてはいかがかと思います。

○会長

ありがとうございます。その辺りはいかがでしょうか。

○事務局

防災的な考え方といったしましてはもちろん、ハード対策とソフト対策というのを組み合わせて行っていかないとなかなか成功しないものでして、本文中にも事前復興の考え方は一定載せさせていただいております。神戸市ということで、例えば、駒ヶ林での活動などもあるかと思いますが、そういうしたものも調べながら、本文に反映していくけるものは反映していければと思います。先ほど申しましたように、この計画が土地利用に関する計画ということで、土地利用に関わりながら、書きぶりを考えていくべきと考えております。答えになっているか分かりませんが。神戸市の計画等を確認させていただいて、反映させるべきと判断できれば反映させていただきたいと思います。

○3番委員

ありがとうございます。計画が令和5年から令和15年の今後10年ということで、南海トラフ地震がこの30年で80%の確率ということが叫ばれています。ですから、兵庫県において、防災という意識を非常に明確に強く訴えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。今の3番委員の御発言を聞いていますと、神戸だけの問題ではないので、こういった神戸の先進的な防災・福祉コミュニティとか、そういったハード・ソフトの、先ほど言わされた事前防災などは非常に重要なワードだと思います。これを土地利用と重ねると非常に難しいのですけれども、土地利用計画上そういった事前防災等を加味していくことは、兵庫県全域で必要なことだと思いますので、また、そういった言葉があると、兵庫県オリジナルなところ

かと思いますので、事前防災とか、何らか神戸の取組を他地域にも応用していくなど、そのような言葉があると良いと思いました。また御検討ください。

続いていかがでしょうか。オンライン参加の委員方はいかがですか。4番委員、お願ひいたします。

○4番委員

資料2の22ページにあります「土地本来の災害リスクの軽減」というところで、「災害リスクの高い地域においては、地域の状況等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する」となっております。私もずっと、防災上土砂崩れや水害に遭いやすい土地にある集落のことをいつも心配しているのですけれども、これはかなり積極的に、家を移動してもらうなど、そういうふうなところまで含むようなことを頭に置いておられるのかどうかをお伺いしたいです。

○会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

○事務局

こちらの関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域ということで、一番初めに頭に浮かぶのは、レッドゾーン、イエローゾーンの指定などかと思います。もちろん、規制区域を指定することによって、各個人資産等に関する制限というところになるので、安易にできるものではないのですが、積極的にそういった調査を兵庫県の防災部局の方でも進めておりますので、実際のところは調整がいろいろあります、なかなか思うように進めないという面はありますが、一義的には指定というのは進めていきたいと考えております。

○4番委員

やはりそういう集落を守るためにかかるコストは大きくなりますし、人口もこれから減ってい

くという局面になっておりますので、そういうところの将来を見据えての計画というのは、やはり共有されていることが大事ではないかと思いました。

○会長

では続きまして、御質問はありますでしょうか。時間も限られておりますので、御意見でも構いませんので、よろしくお願ひいたします。

○5番委員

計画の中にやはり「原則として」という表現がどうしても出てこざるを得ないと思いますし、ある一定ルール化していく必要があると思うのですが、原則の反対側で例外は、明記は絶対に出来ないと思います。けれども、意見協議の中で事務局として例外の方針、考え方として、検討している内容があれば教えていただけますか。

○事務局

本文中で数えたわけではないのですが、いくつも「原則として」というのがあって、原則に対応する例外はどういうものがあるのかというところにつきましては、それぞれの記載している項目によってもちろん変わってくるわけでございまして、一義的にこうだと決めているわけではございません。

○5番委員

ありがとうございます。規定できるものではないということは、私も理解はしているのですが、やはり何かあったときの対応であるなど、そういったところについても準備をいただけたらいいかと思っています。

○事務局

この計画自体が各個別法の上位計画みたいな形になっていますので、この計画で言い切ってしまuft、個別法の計画の運用などに影響を及ぼすところもありますて、各所管部局の意見を聞き

ながら作っているのですけれども、例外的な扱いは、当然各個別規制法であると思いますので、そこは個別規制法での運用の世界かと考えております。

○会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

○6番委員

概要版を見て、今日の説明を聞いて、少し気になったところで、まず、基本理念の部分で「①地域の自立的発展を促進」という項目があるのですけれども、本文の5ページを見ていると、そのくだりとしては、基本理念の4行目から始まって、「自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していく」というふうになっています。けれども、概要版に、ここでいきなり「地域の自立的発展」が出てくると、何か少し違和感があります。「②安全かつ健康で文化的な生活環境の確保」や「③県土全域の均衡ある発展」というのは非常にしっくりきます。けれども、「地域の自立的発展を促進」という意味が、この「地域」というのが県内の各地域のことを言うのであれば、何かもう少し表現を変えられないかと思います。自立的に発展していきなさいね、というふうに書かれて、さらに③で均衡ある発展がくるので、五国それぞれの特色を生かした地域づくりを促進するとか、そんな感じを考えられているのなら、何かこの「自立的発展を促進」というのがいきなり表題で出てくると、独自に発展しろ、というふうな感じに見えててしまうのが1つあります。

もう1つ、その下の「兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理」で、「地域全体の利益の実現」というのがまた出てくるのですけれども、この「地域」の扱いと基本理念の「地域」の考え方方が、同じ地域のことを言っているのか、この「兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理」は、兵庫県全体の利益の実現の地域という位置付けをされているのか、ここがよく分かりませんでした。この「地域全体の利益の実現」という表題も、これの受ける課題としては、「人

口減少・高齢化を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応」が当たると思うのですけれども、その本文を原案で見てみると、2ページ目のイの(ア)から始まつてくる本文がそこへ行つていると思うのですけれども、ここ最後の締めが3ページ目の(イ)の上の部分にあって、「本格的な人口減少社会においては、県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要である」ということで、人口が減つていき、なかなかうまく県土管理ができない状況の中にあって、どういうふうにして、そこの県土をきちんと管理していくかということが大きな課題になっていきます、という課題が出てきています。それを踏まえて、基本方針では、6ページの(a)で、「地域全体の利益の実現」が出てくるのですけれども、少し表題として、しっくりきてないのではないかと思います。要するに、管理する人口も減つていく中で、なかなか全ての土地を満遍なく管理することはもう多分難しくなつていいだろう中にあっては、ある程度取捨選別もしながら、また、100%適切な管理をするところとそうじゃないところと分けながら、少しグラデーションを付けながら管理していくかなければ、とても全部を管理できないと思うのですが、そういう中であつて、「地域全体の利益の実現」という表題になるのか。もう少し何か違う表題の方がしっくりくるような気がするのです。あまり後ろ向きの表題でいくと計画論にならないので、少し前向きな表題でありながら、例えば、兵庫県全体で、五国全体で、それぞれ特長を活かしながら役割分担をして、兵庫県全体の発展に繋がつていこうというような目標であるなら、理念であるならば、その辺のことを上手く言葉に、表題にまとめた方が分かりやすいのではないかと思います。多分、この「地域」は兵庫県全体のことを言つてゐるのですよね。

○事務局

確かに、「地域」という言葉が特別委員会のときから、かなりぼやけているという御指摘はございまして、「地域」という言葉をこの本文で使っていくときには、地域社会という言葉があり

ますように、まず、兵庫県全体を指すのではなく、その一部分というところを考えながら、使ってきましたつもりで書いてはいます。

○ 6番委員

表題の「地域全体」というのも地域社会ですか。

○事務局

そうです。こちらの方が兵庫県全体という趣旨ではなくて、それぞれの地域社会の地域全体かと考えておりました。

○ 6番委員

地域社会の地域全体。そういうことが持続可能な県土構造の実現とか、そこに上手く結びついでいかないような気がするのですけれど。兵庫県全体の利益のことを考えて、そのために、持続可能な県土構造の実現で地域連携型都市構造をしたり、それぞれの、この次の「地域」は多分それぞれの地域だと思うのですが、その特性に応じたきめ細かな土地利用を進めることによって、オール兵庫県としての発展できるような土地利用を進めていこう、というふうにうたっていると思ったのですけれども。もう少し細かい単位のことを言っているのであれば、それぞれの地域ごとの地域社会が、それぞれ小さな地域が、それぞれ全体の利益を実現するために土地利用していくましょうねということですか。「地域全体」という言葉自体がおかしいような気もします。それぞれの地域や個性をもって、発展していくみたいな話なのでしょうか。

○事務局

そうです。地域全体という言葉づかいとしては、確かに今御説明させていただいたのと。

○ 6番委員

国がこの言葉を使っていると、さっきおっしゃっていましたよね。国は、小さな地域の意味で、地域全体と言っているのですか。

○事務局

すみません。全ての地域にとっての利益の実現みたいな。

○6番委員

それぞれの全ての地域にとって、小さい、大きいあれど、それぞれにとって、という意味ですか。

○事務局

その次が大都市、地方都市としても、地域連携型都市構造の話が書いてあるので、そういうふうな取り方が適當かなというふうに今読んで思いました。

○6番委員

「持続的に発展してくために」というのは、それぞれの地域が持続的に発展していくためにということですね。地域全体と言うと語弊があります。何かそこの表題と中身が合うように、一度考えていただければと思います。

○会長

そうですね。ここに書いてあることを読むと、兵庫県全体の話なのかというふうに、内容的には読めてしまいますが、各地域、少し碎いて言うと、それぞれの地域での生活者の利便性の保持みたいな話をここで挙げているようにも読めたのですけれど。県全体を表す場合は兵庫県というふうに書いていただいて、それぞれの地域というと、阪神間とか、大都市圏とか、そういう大きな枠組の地域、あるまとまった地域の利益の実現という。

○事務局

そうですね。今おっしゃっていただいたように、それぞれの地域での利益の実現とした方が、おそらくイメージとして近いのかとは思いますが、地域というのが本文中の項目によって、阪神地域とかそのレベルのものを表すのか、もっと小さないくつかの集落をまとめた地域を表すのか

というところが、それぞれの項目によって、少しずつ定義が違うという実態になっているところではありますので、その辺の文章は精査して、できるだけ定義は統一できるようにはしたいとは思います。

○2番委員

地域がどこを指すかという意味では、もう1個視点があって、都市や多自然地域の集落など、国の方の参考資料4の真ん中の方にも、地域類型別というところには、都市、農山漁村、自然維持地域と、こういうふうな区分をしている部分もあるので、こういう観点で見た方がもしかしたら、都市地域としてもそうだし、農村もそうだし、自然維持地域もそうだし、それぞれにとつての利益、こういった区分の中での全ての地域というふうに読み取れなくもないですね。そっちの方がもしかしたらコンセプチュアルで、概念的で、特定の阪神、○○地域というよりは、全体計画の中の表現としては合っているのかと個人的には思いました。

○事務局

ありがとうございます。合わせて検討させていただきます。

○会長

読み進めるときに、分かりやすい表題があった方がいいかと思います。本文も少し工夫して、いろいろな地域がおそらく混在している書き方になっているので、少し難しいのかなと思いますが、もう一度少し精査をしていただけたらと思います。

○7番委員

原案の18ページの真ん中付近、⑤の中ですが、「農地と森林は担い手不足などにより荒廃農地等が増加傾向にあり、云々」が書かれているのですけれども、林業、例えば森林事業からすれば、荒廃森林が増えるというくだりはよく聞くのですけれども、「減少面積が増大する可能性」ということが、少し林業とはなじまないところが文言的にあるのかと感じました。

○会長

いかがでしょうか事務局。

○事務局

こちらの表現は、目標値に関する表現の箇所でありますと、農地と森林が減少傾向にあるというところが共通しているという部分です。目標値が減少になっているというところに対して、何か対策を講じてなおその数字なのです、というところを説明するために、農地と森林というものを一体にした文章にしたというところでございます。「担い手不足などにより荒廃農地等が増加傾向にあり」という一文で括ってしまった部分が乱暴ということでありましたら、この辺の説明をもう少し丁寧に記載させていただこうかと考えます。

○会長

ありがとうございます。ここで言う担い手不足として上げている森林は、経済林のことでしょうか。一般的な自然林といいますか、広葉樹林帯の普通のスギヒノキ林ではない森林の話ではないうように読めるのですが。

○事務局

こここの担い手不足などにより荒廃農地等が増加というところは、この箇所は農地と森林を合わせた例示として、その第一の例示が荒廃農地の方にきてているということで、農業の担い手不足というところをイメージして記載しておりますので、実際、森林のところの例示というのができていない部分ではあります。森林の例示もあっても、どうなのかというところは、文章を作つてみてからと思います。

○会長

担い手不足というのであれば、その上に森林法や森林経営管理法等と書かれているとすると、経済林としての話なのかなと思いました。経済林の担い手不足というのも深刻だと思いますので、

伐採したら、そのまま放置されるということではなくて、次の世代の木材供給という観点は重要な
かなと思いますので、その辺り、ちょっと明確になると分かりやすいかなと思いましたので、御
検討ください。その他、御質問、御意見いかがでしょうか。

○8番委員

よく分からなかったのですけれど、地域類型別で、都市を大都市、準大都市、都市縁辺部（オ
ールドニュータウン）や地方都市に分類されているところがあったと思います。その例示で、
大都市に姫路と神戸市を挙げられて、準大都市に西宮と加古川を挙げられたのですけれど、何か
イメージとして、兵庫県の中の中枢となる都市と言われば、西と東という意味で、神戸と姫路
は分かれます。けれども、大都市で高度利用をしていく、今一番上の基本計画を立てて、それに
ぶら下がる要綱などを作っていくのであれば、高度利用計画のときに容積率の緩和であるとか、
いろいろなものの許可基準などを検討していく上で、イメージとして、大都市に神戸が入るのは
分かるのですけれど、尼崎や西宮も次ぐらいに入ってきます。容積率的な問題からすると、逆に
言うと姫路よりも高度利用の要望も高く、土地の集積度を高めるという意味に関しても、大都市
というのはそちらが先に来るのではないかと思います。先ほどの御説明だと、大都市が姫路と神
戸で、準大都市が西宮、加古川という例示を挙げられたので、人口ベースであるとか、土地需要
であるとか、そういうベースではない行政の西と東それぞれの歴史的な背景もあって、中心とな
るものの大都市としているのでしょうか。だったら、高度利用などを持ってきてしまうと、この
下に、これから要綱などいろいろなものを作っていくときの緩和指針とかいろいろなものをやっ
ていくときのバランスなどをどう考えておられるのでしょうか。逆に言うと、地方都市、例えば、
三田などだったら、人口10万人を多分切っていないのは、これはどういうふうになるのでしょうか。
芦屋は、面積は小さいので人口は少ないけれども、土地需要が高く、多分高度利用は、兵庫
県ではやっていった方がいいような地域に入ってくるだろうとか。人口で分けていくのか、土地

需要的な地域で分けていくのかなど、何らか説明がないと、加古川と西宮が一緒で、姫路がその上の神戸と同グレードに来て、土地の高度利用を推進とかの指針に載ってしまうということは、どういうものが今度イメージされていくのかがピンときません。大都市、準大都市、縁辺部、地方都市として、洲本を地方都市に持ってこられたのは何となく分かるのですけれど、その地方都市を例えば人口で持ってきてしまったら、豊岡の方に、北にあるのだったら地方都市というのか、どういうのか、区切りがうまく見えなくて、それによって、基本方針が交通ネットワークを充実させるとか、高度・容積などの高度利用をさせていくとかいう方針が全部見えてこなくなってしまう感じがします。用途分類をするときに、便宜的に大都市とか準大都という名前を使っているから、私の方で少し違和感を感じてしまったのか。こういうふうな都市に持つていいという別途の名前があるのだったら、そういう名前にした方がいいのかと思います。大きい、小さいみたいな書き方をされてしまうと少し違和感があったので、もしこのレジメがホームページなどに出ると、人によって全然違うようなイメージに思われてしまうのかと思いました。

○事務局

すみません。まず、準大都市の例示の西宮、加古川は非常に不適切だったのが、今御意見を聞いて理解しました。元々、都市計画区域というところから入っているイメージでございまして、神戸・阪神間のような市街化区域と市街化調整区域が明確に分かれて、ある程度一定の規模の市街化区域、特におっしゃっていただいたように、商業地域と高容積率を誇るようなところというのが大都市のイメージかというところと、地方都市というのが逆に非線引きの、まず、非線引きは市街化区域と市街化調整区域の区分がないような都市計画区域の都市というイメージがあり、作っておりまして、準大都市というのが一定郊外地を持つような線引き都市ではあるけれど、市街化区域の大きさが小さめのような、そういうところの都市をイメージして、その中心といえども、商業地域、高容積の商業地域があるわけではないようなそういう都市というところです。そ

こを高容積の商業のところと一緒にして書き切れるのかということで、大都市と分けさせていた
だいて、大都市に準ずるというところで準大都市という言葉を使って、というところがございま
す。準大都市という言葉自体が第五次計画で使っていたところで、それをそのまま持ってきたと
いう経緯がございますが、そういった考えで、大都市、準大都市は作らせていただきました。重
ねて、加古川と西宮の例示が非常に不適切だというところで、申し訳ございません。

○会長

これは市町の計画策定の際、市町が選んだりするのですか。都市計画とか、あまり知らないの
で分からぬのですが、特にそういうことではなく、概念的なものですか。

○事務局

こちらの国土利用計画自体が何かを縛るわけではないので、非常に概念的なところで、土地利
用の方針を考えるにあたって、そこを分けて考えた方が考えやすいし、理解していただきやすい
のかというところでございます。

○会長

お願いします。

○9番委員

実際にこの計画を運用する段階になったときに、自分の市はどの分類かというのは、どこで知
ることができるのですか。姫路や加古川という話もありましたけれども、準大都市なのか、地方
都市なのかというのは、どの時点で明記されたり、定義されるものなのですか。

○事務局

第五次計画のときもそうだったのですが、実際、何かの結果書かれたものとして、○○市はこ
ちらの分類ですと明示するものではないと考えております、それぞれの市の総合計画なりを考
えるときに、この計画から取り入れられる部分があつたら、それぞれで考えていただければと思

っております。

○9番委員

概念としては、こういう分類はあるけれども、運用上は用いられない。

○事務局

こちらの方を引っ張ってきて、一番何に反映するかというと、やはり土地利用基本計画の部分になりますので、そちらの色塗り、あるいは、方針の中で反映させていただいて、そこから各個別の計画、市町だったら、都市計画マスタープランなどそういうところに、反映していただく。都市計画マスタープランもまず考え方をそれぞれの計画の中で作っていくことになりますので、考え方の中で。

○9番委員

市町がマスタープランを考えるときに、基本的にはうちの市は準大都市だからというような感じで、そこにぶら下がって、そのプランを考えていただくという、その位置付けがここに書かれているというそういう理解でよろしいですか。

○事務局

はい。

○9番委員

分かりました。

○会長

他いかがでしょうか。

○10番委員

資料2の5ページですけれども、「ビジョン2050を踏まえ、気候風土…」とずっと文面があるのですが、「旧五国が一つになり、今に五国の個性が息づく兵庫の強みを生かしながら」と書

いてあるのですけども、「兵庫の強みを生かしながら」のこの兵庫の強みとこれは言えるのですか。「躍動する兵庫」を実現のためにと書いてありますけれども、この五国というのは、特産物とかそんなところから捉えることができるのですけれども。それが1つと、森林や農地、いろいろなことが本当に疲弊しているのが、ここには軽く挙げられていますけれど、実際の疲弊というのは、こんな軽いものではないと思います。山の荒れ方、それを本当に現実にしていただいているのかなと感じました。「地域」というのも、捉え方がよく分かりません。お願ひいたします。

○会長

それぞれの施策、これを読むとおそらく、これを実現するのに、誰がいつどこで何をするのかということが知りたくなってしまうとは思うのですが、その各行政施策をまとめて、それをカバーするような計画がこの計画なので、若干抽象的になってしまわざるを得ない部分もあるのかなと思うのですが、その辺りは事務局としてのお考えがどういう形で作成されているかなど、何かいえることがありましたらお願いできますか。

○事務局

今、会長から御説明いただいたのと重なった説明になってしまいますが、森林、農地の疲弊という、当然、現場としては非常に疲弊している問題があって、それに対してこの計画は単純に数字の話、考え方の話だけになってしまっているというのは、確かにその通りでございます。それは、この計画の下には、例えば、森林だったら地域森林計画でありますとか、農地の関係だったら、農林水産ビジョンとか、そういったものがぶら下がって、さらにその下、それぞれの分野別の大きいビジョンがあり、その下にさらに個別の計画なり、実施するものがぶら下がって、初めてこれが実現するということになります。最上位計画であります国土利用計画といたしましては、大きな方向性を示すことが1つの役割ですので、それぞれの個別の計画が動きやすいようにといえば、少し語弊があるのですが、それぞれの計画を実現できるように、県として大きな方向

性を示すといったものになっております。あと、五国という御発言がありましたが、こちらはひょ�うごビジョン2050の中で、兵庫の強みというところで、「五国の個性が今に息づいている」という表現があり、そちらから引用させていただいて、兵庫の強みというのが五国の個性だということで、定義させていただいて、記載しております。

○会長

ありがとうございます。今おっしゃられたように、五国があるということが、おそらく兵庫の強みなのだろうなと思います。たくさんのことの一文で述べていかなければならぬので、少し分かりにくい表現になっているのかとは思います。今、委員がおっしゃられたように、人口縮小の状況も著しいですし、現場では私も森林や農地等で調査等をしていますので、結局、先ほど出たように、水稻を増やせといくら言ったところで、高齢化していくことが分かっていたのにもかかわらず、そこに全く手を入れてこなかったとか、既に、今この土地利用計画図では農地となっていても、現場に行くともう既に放棄農耕地になっていて、野生動物の生息地の状態になっているようなところもたくさんあります。そういう状況になっているのを、急にここで水稻を作ってくださいと言われても、もうとてもじゃないですけれども何年かかるのか分からぬといったような状況になっています。なので、おそらく課題のところで、そういったところをしっかりと明記していって、それを踏まえた上で、地域社会を人口が減る中でどうしていくのか、その中で新しい技術等を取り入れて土地の管理をしていくというところで、おそらく書き込んでいただいているのだろうとは思います。少し大分広範な内容になっていますので、若干やはり分かりやすいかと言われると、分かりにくいかなと思います。あと、整合性をまだ私もとれていないのですが、例えば、資料2の6ページの先ほど問題になりました「地域全体の利益の実現」というタイトルと、21ページにも「(ア)地域全体の利益の実現」が全く同じ表題になっていたりするのですが、これはわざとですか。違う話をしているのに同じ表題だとあまりよくないかなと思つ

たのですが。

○事務局

これは意識的に同じ表題としております。基本方針で大きい方向性を書くことと、2を実現するための措置というところで、もっと具体的な施策に踏み込んだものを書く上で、対応できるようと考えまして、同じ書き方にしています。

○会長

他の項目も一緒ですね。

○事務局

そうです。そこの5つの項目は同じにしています。

○会長

せっかくですので、今のような御意見も非常に重要なと 思いますので、仰っていただけた方がいいかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、おそらく、この審議会の直前にも修正が入ったりして、まだ全て読み切れていないところもあると思いますし、本日の様々な御意見で修正が必要な点もたくさん出てきていますので、もし他に御意見がないようでしたら、今日の御意見を踏まえて、事務局と会長である私の方で協議させていただきまして、次の事務局案とさせていただきたいと思いますが、次はパブリックコメントの案を作っていくということですね。

○事務局

はい。

○会長

会長一任という形でよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

○委員

(首肯)

○会長

ありがとうございます。そうしましたら、大変多様な内容の御審議をいただきまして、ありがとうございます。以上で、本日の審議は終了といたします。事務局の方に進行をお返しいたします。

す。

○事務局

会長、委員の皆様、御審議ありがとうございました。本日皆様からいただいた御意見を基に、会長と御相談の上、資料に反映させていただきたいと思っております。

最後に1点だけ連絡事項がございます。現在の第17期、今期の国土利用計画審議会の委員の皆様の任期につきましては、来年、令和8年1月31日までとなっております。これに伴いまして、委員の改選の手続を進めて参ります。つきましては、また御意向の確認など、御連絡差し上げることが増えるかと思います。御協力の程よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第71回兵庫県国土利用計画審議会を終了させていただきます。委員の皆様、御審議ありがとうございました。